

申第5号に対する窓口回答

またもや団交を拒否！ 一方的な掲示板撤去は許さない！ 協約解釈の押し付けはやめろ！

会社は、8月4日、申第5号「J R 東海労名古屋車両所分会の組合掲示板に関する団体交渉開催の申し入れ」（6月27日申し入れ）に対する回答を幹事間の窓口で行ないました。

会社は今回も申し入れに対して団体交渉の開催を拒否しました。今回の申し入れは、組合掲示板の撤去に関する組合の利益にもかかわる重要な問題でした。会社は組合の団体交渉の開催の申し入れも無視し、あろうことか一方的に組合掲示板を撤去しました。このような暴力的な行為は断じられ許されることではありません。会社の組合軽視姿勢は度を増すばかりです。J R 東海労は、このような会社の姿勢を許すことなく闘います。

申第5号(6月27日申し入れ)

J R 東海労名古屋車両所分会の組合掲示板に関する団体交渉開催の申し入れ

会社は、J R 東海労名古屋車両所分会の組合掲示板を今月末で撤去すると一方的に通告してきた。

組合は、この間掲示板に関して組合員が存在するすべての職場に設置するよう申し入れてきている。しかし会社は掲示板の設置の基準などと、協約にもなく、しかも組合が認めもしないことを理由に掲示板の設置を拒否してきた。会社の一方的で傲慢な対応は、J R 東海労の組合活動を制限し、組織破壊を目論む不当労働行為であり、第三者機関において

も争いとなっている。

現在、名古屋車両所分会の組合員は5名で、そのうち名古屋車両所に所属する組合員は2名である。組合員が存在するため当然組合掲示板も設置されている。ところが会社は、7月に組合員の1名がCMCに出向となることを契機に組合掲示板を撤去しようとしている。

この間組合は、掲示板は組合の存在や主張を示す等、組合活動になくなくてはならないものであり、その設置を認めない会社の対応は不当労働行為であると主張し議論してきた。その議論を無視し、会社の主張を一方的に押し付けることを認めるわけにはいかない。しかも現に組合員が存在し、組合掲示板が設置されているにもかかわらず、その組合掲示板を撤去するなど言語道断である。更にこの行為は基本協約第1条にある、信義誠実の原則に反する協約違反である。従って下記の通り申し入れるので、速やかに団体交渉を開催すること。

記

1. JR東海労名古屋車両所分会の組合掲示板の撤去通告を撤回すること。
2. 会社の一方的な行為は、基本協約第1条にある、信義誠実の原則に反する協約違反である。関係する機関、分会に対して謝罪すること。

【会社回答】

本件については、協約250条（6）、この協約の改訂に関する事項である。協約の改訂については、これまでも毎年協約改訂交渉を開催している。これまでの協約改訂交渉において組合掲示板設置基準については何度も説明しており、全ての組合に公正に適用している。よって本申し入れに対する団交は必要ないと考える。

1. そのような考えはない。
2. そのような考えはない。

《主なやり取り》

組合：名古屋車両所分会の掲示板はまだあるのか。

会社：掲示板は撤去した。

組合：そうならないように申し入れをしているにもかかわらず、撤去してから、しかも窓口の説明とはどういうことか。

会社：掲示板の件については協約改訂交渉の時に議論している。

組合：協約の時にしか議論できないというのはおかしい。7月に撤去するというから、それはダメだということで6月に申し入れをしている。直ぐにで

も協議すべきではないか。

会社：掲示板の設置基準がある。協約では会社が許可したときに便宜供与するとなっている。基準を満たさなくなったので撤去した。問題はない。

組合：設置基準など協約にはない。会社が勝手に言っているだけである。

会社：他の組合にも同じようにやっている。一つの組合だけ特別にはならない。設置は5人、撤去は1人である。協約改訂交渉時に説明している。

組合：設置の5人など認めていない。1人でもいれば設置せよと要求している。まして、撤去が1人などとは聞いたことがない。初耳だ。1人でもいれば撤去は認められない。組合の重要な広報活動のための掲示板である。

会社：今までも例外なくそのようにしているはずだ。

組合：それは例外なく今まで組合の活動を規制してきたということだ。

会社：他の組合とも公正に取り扱わなければならない。

組合：他の組合がそれを認めているのならそれでいいかも知れないが、東海労はダメだと言っている。1人でもいれば掲示板を付けろと言っている。他の組合と比較すること自体間違っている。

名古屋車両所分会の掲示板を戻すこと。

会社：そのような考えはない。

組合：抗議し対立を確認する。

以 上